㊨

回　答　書

担当　札幌市保健福祉局　介護保険課

〔1〕サービス利用料の減免・補助対策の要望

1．今回の改定による利用者への影響の実態を調査してください。
2．施設入所者・利用者への負担軽減策を実施して下さい。
3．通所サービス利用者の食事代への補助をしてください。
4．在宅サービス利用者への利用料負担軽減策を実施してください。

介護保険制度は、保険料と公費（税金）という国民の負担により支えられており、高齢社会の進展により介護サービスに要する費用が増大する中、保険料の急激な上昇を抑え、持続可能な制度としていくことが求められています。

在宅生活をしている高齢者は全て食費などを自己負担しており、公平性の観点などから、昨年 10 月より施設入所者や通所サービス利用者に食費や居住（滞在）費を負担していただくことになりました。

ただし、所得の低い方については、特定入所者介護サービス費を創設するとともに、高額サービス費の見直しや社会福祉法人等利用者負担減額制度の運用改善を図るなど、過重な負担とならないように様々な負担軽減策を講じております。

なお、施設給付の見直し後も、介護療養型医療施設入所者を除き、施設及び通所サービスに係る利用者数や回数については、従来と大きな変動はございません。

写

回　答　書

担当　札幌市保健福祉局　介護保険課

〔2〕地域包括支援センター、新予防給付にかかわる要望

1．新たに要支援1・2とされる利用者がそれまで受けていた介護サービスが受けられなくなるようなことがないようにしてください。

2．地域包括支援センター運営協議会には、地域の利用者、事業者、住民の代表などの意見や声が反映される構成や運営にしてください。

新予防給付（介護予防サービス）は、要介護状態の悪化を防ぐ有効な手段であり、それを効果的に実施することは大変重要であるものと考えております。

ただし、そのためには、一人ひとりの生活や心身の状況に合わせた、適切なマネジメントが行うことが必要ですが、一方では、利用者自らの意思が尊重されなければなりません。

したがいまして、介護予防サービスの提供に向けて、そのマネジメントを行う「地域包括支援センター」の職員の資質の向上に取り組みながら、利用者の意向を踏まえ、ご本人の自立支援に資するようなサービスが提供されるように、制度の運営体制を整えてまいりたいと考えております。

札幌市地域包括支援センター運営協議会は、介護保険事業計画推進委員会の委員の中から、医師会、介護支援専門員連絡協議会（社会福祉士会代表の兼任者）、看護協会、ボランティア団体（地区社会福祉協議会）、高齢者の相談を受けている団体（ぼけ老人を抱える家族の会）の代表を各 1 名、地域ケアに関する学識経験者（大学教授）2 名を選任した、合計 7 名で構成され、地域包括支援センター受託法人の選定などを議題に、これまで 3 回会議を開催いたしました。〔現在の委員の任期は、平成 18 年 3 月末日まで〕

会議は、原則公開となっており、資料や議事録等も公開が可能となっております。

18 年度からは、委員の市民公募も含めてより広い意見や声が反映されるよう、配慮してまいりたいと考えております。

写

回　答　書

担当　札幌市保健福祉局　介護保険課

〔3〕介護保険料とその軽減策の要望

1.　市が行っている保険料の独自減免の対象・条件をもっと広げてください。
　また低所得者の負担軽減措置については、基本的に他の層へ上乗せさせない方法で実施してください。

2.　次期保険料の検討にあたっては保険料の引き上げを行わないで下さい。

新第2段階が創設されることにより、一定の低所得者への配慮がなされます。

しかし、現行の低所得者減免に該当していたが、新第2段階へ移行されない方々に対しては、引き続き低所得者減免制度の継続を検討しています。

「独自減免の財源は第1号被保険者の保険料で賄わなければならない」、「収入のみに着目した減免は適当でない」とされているため、低所得者も含め、被保険者全体の負担があまり大きくならない範囲で、対象者の条件を決めなければなりません。

また、介護保険会計では、市町村の負担割合が決められ一般財源が投入されています。このため、独自減免に必要な財源をさらに市税から繰り入れることは、市民に対して二重の負担を転嫁することになります。

65歳以上の方の第1号保険料については、今回の制度改正において課税層への多段階設定が可能となりましたことから、新第2段階の創設に併せて全体の保険料負担のバランスと基準保険料額の上昇を抑制するため、新第7段階を創設する方向で検討に入っております。

しかしながら、現在の試算値では、地域支援事業の創設等による給付費の増加が65歳以上の方の第1号被保険者数の伸びを上回る状況にあり、第1号保険料負担率が現行の約18%から約19%に変更される予定でありますことから、健全な介護保険財政を運営するためには、適切な基準保険料額の設定は止むを得ないと考えます。